

奨学資金貸付事業における超過貸付について

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)						
<p>1 高等学校等在学生に対する奨学資金貸付事業の概要</p> <p>(1) 目的 大阪府内に住所を有する親権を行う者又は未成年後見人(以下「保護者」という。)が保護する者で、高等学校等に進学を希望する者、又は高等学校に在学する者で向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な者に対して、奨学資金の貸付を行う。</p> <p>(2) 奨学生の募集区分 ア 予約募集 中学3年生及び既に中学校を卒業したが高校等に進学していない者を対象とするもの イ 在学募集 高校等に在学している者を対象とするもの</p> <p>(3) 貸付金額の算定 奨学資金は高等学校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支弁に充てる学資として、市町村民税所得割額(保護者合算)に応じて貸付金額が決定する仕組みとなっている。</p> <p>これらの手続については、「公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程(以下「規程」という。)」に規定されている。なお、同規程の制定等は理事会の決定事項である。(定款第30条第1号)</p> <p>2 規程に基づく貸付年額決定方法</p> <p>(1) 奨学資金の貸付年額は、年収めやす800万円未満に該当する場合、在学する高等学校等の授業料年額に10万円を加えた額を限度とする額(以下「貸付限度額」という。)の範囲で奨学生の希望する額。ただし、在学する高等学校等の設置者から授業料相当額の給付を受け、減額若しくは免除を受け、又は国の就学支援金により授業料相当額の給付を受けた場合は、その額を減じた額を貸付限度額としている。</p> <table border="1" data-bbox="252 1339 1383 1581"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付限度額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税所得割額251,100円未満(年収めやす800万円未満)に該当する方(国公立・私立)</td> <td>授業料実質負担額(※) + その他教育費10万円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割額251,100円以上347,100円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)に該当する方(私立のみ)</td> <td>24万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 国の就学支援金等により授業料相当額を給付された場合は、その額を減じた額</p> <p>(2) 規程第12条によれば、奨学資金は奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって貸付予定年額を計算し、その後、前年の所得状況を確認し貸付限度額を決定することとなっている。貸付済額が貸付限度額を上回る場合(以下「超過貸付」という。)は、奨学生は当該差額を返還する必要がある。</p>	区分	貸付限度額(年額)	市町村民税所得割額251,100円未満(年収めやす800万円未満)に該当する方(国公立・私立)	授業料実質負担額(※) + その他教育費10万円	市町村民税所得割額251,100円以上347,100円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)に該当する方(私立のみ)	24万円	<p>1 奨学資金の貸付限度額の決定に係る規定について、国の就学支援金等の算出方法に合わせている実際の運用が十分反映されていない結果、超過貸付により発生する差額は、規定に基づき算出された金額と異なっている。</p> <p>2 超過貸付により発生した差額の回収については、当該年度以降引き続き行われておらず、当該年度に差額を返還した者と返還していない者との間に不公平が生じている。</p> <p>【公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程】 (奨学金の区分) 第3条 奨学金の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 奨学資金 高校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支弁に充てる学資(奨学資金の貸付年額) 第9条 奨学資金の貸付年額は、在学する高校等の授業料年額に10万円を加えた額を限度とする額(以下「貸付限度額」という。)の範囲内で奨学生の希望する額とする。ただし、在学する高校等の設置者から授業料相当額の給付を受け、若しくは減額若しくは免除を受け、又は国の就学支援金により授業料相当額を給付された場合は、その額を減じた額を貸付限度額とする。 3 第1項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、大阪府主管部長と協議の上、同項の額の範囲内において、別途奨学資金の年額を定めることができる。 (貸付額の通知及び変更) 第12条 奨学生が、貸付年額の変更を希望するときは、理事長が別に定める書類を、連帯保証人と連署・捺印のうえ、学校長を経て育英会に提出するものとする。 2 育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付予定年額を奨学生に通知するものとする。 3 育英会は、学校長の協力を得て、奨学生の保護者の前年の所得状況を確認し、当該年度の貸付限度額を決定し、学校長を通じて通知するものとする。 4 奨学生は、奨学資金の貸付を受けた年度において、貸付済額が前項の通知による貸付限度額を上回る場合は、当該差額を返還しなければならない。また、貸付年額が前項の通知による貸付限度額を下回る場合は、学校長を経て願い出ることにより貸付限度額まで奨学資金を増額することができる。</p>	<p>1 奨学資金の貸付限度額の決定については、適切な意思決定手続を経た上で、規定と実際の運用との整合性を図られたい。</p> <p>2 超過貸付により発生した差額の返還に関する運用については、公平性が保てるよう方策を検討されたい。</p>
区分	貸付限度額(年額)							
市町村民税所得割額251,100円未満(年収めやす800万円未満)に該当する方(国公立・私立)	授業料実質負担額(※) + その他教育費10万円							
市町村民税所得割額251,100円以上347,100円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)に該当する方(私立のみ)	24万円							

3 奨学資金貸付限度額の決定方法の運用

(1) 保護者の所得状況の確認

貸付年度の前々年及び前年の保護者の所得（市町村民税所得割額）を証明する書類により、保護者の所得状況を確認。

(2) 奨学資金貸付限度額の決定

ア 4月から6月分までの貸付限度額

→前々年の保護者の所得（市町村民税所得割額）に基づいて決定

イ 7月から翌年3月分までの貸付限度額

→前年の保護者の所得（市町村民税所得割額）に基づいて決定

奨学資金の貸付限度額は授業料の実質負担額を算出基礎としている。国の就学支援金等の額の決定と連動しているため、上記ア、イの方法は、国の就学支援金等と同様の方法としている。

なお、上記運用については「大阪府育英会 奨学金貸付事務の手引（以下「手引」という。）」に記載されている。

国の就学支援金等の算出方法

4月から6月分までの支給額	前年度の市町村民税所得割額（前々年の保護者の所得）に基づいて支給額を決定
7月から翌年3月分までの支給額	当該年度の市町村民税所得割額（前年の保護者の所得）に基づいて支給額を決定

(3) 貸付限度額決定方法の規定と運用との相違

規程第12条によれば、奨学資金は保護者の前々年の所得状況をもって貸付予定年額を計算し、その後前年の所得状況を確認し貸付限度額を決定することとなっている。この場合、最終的には前年の所得状況のみが貸付限度額の計算根拠となる。

しかしながら、実際の運用は、国の就学支援金等の算出方法に合わせて4月から6月分については前々年の保護者の所得状況を基に貸付限度額を計算しており、この点が規定と相違している。

(4) 奨学資金の貸付時期

育英会では奨学生の資金需要を踏まえ、以下の時期に奨学資金を貸し付けている（貸付年額60万円以内の1回当たりの貸付金額の上限は20万円）。

- ・1年生の予約募集又は在学募集：5月又は7月、10月、1月の3回
- ・2年生及び3年生：5月、10月、1月の3回

4 貸付限度額を上回る貸付の発生

上記3(2)及び(4)の方法により前々年の保護者の所得（市町村民税所得割額）に基づき1回目（5月又は7月）の貸付を行っていることから（上限20万円）、例えば私立の場合、前年の保護者の所得（市町村民税所得割額）が347,100円以上となった場合は貸付申込要件の対象外となり、貸付済額が貸付限度額を上回ることとなる（以下「超過貸付」という。）。

〔なお、反対に前年の所得状況によっては貸付済額が貸付限度額を下回る場合がある。この場合、願い出により奨学資金を増額することが可能となっている。〕

【公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程施行細則】

（奨学金貸付申込要件及び貸付額の特例）

第2条 規程第2条第1項第1号に定める経済的理由により修学が困難な者の認定は、生徒の保護者のそれぞれの市町村民税所得割額を合算した額により、理事長が行うものとする。ただし、保護者が一人の場合は、その者の額とする。

2 前項の認定の基準は、奨学金及び学校の区分により、次のとおりとする。

区分	市町村民税所得割額	
	国公立	私立
奨学資金	251,100円未満	347,100円未満
入学時増額奨学資金	154,500円未満	

3 前項中、奨学資金について、私立の学校に在学する生徒の保護者の市町村民税所得割額が251,100円以上の者については、規程第9条第3項を適用し、同条第1項の規定にかかわらず、奨学資金の年額は240,000円以内の額とする。ただし、在学する学校の授業料年額から、同項ただし書きに規定する額を減じた場合で、授業料納付額が240,000円を下回る場合は、その額を限度とする。また、市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満の者については、大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金の給付対象とならない場合に限り、奨学資金の貸付をおこなう。

【公益財団法人大阪府育英会定款】

（権限）

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

【大阪府育英会 奨学金貸付事務の手引】

4 奨学金貸付年額

(1) 貸付年額決定の概要

大阪府育英会では、毎年4月～6月の期間を前半期間、7月～翌年3月の期間を後半期間として区分し、それぞれの期間に対応する貸付限度額を合算して奨学資金の貸付限度年額を決定しています。

前半期間の貸付限度額は前年度の市町村民税所得割額に基づく所得の状況（以下「所得状況」という。）に基づいて算出し、後半期間は今年度の所得状況に基づいて算出していますが、第1回目の振込時においては、前年度の所得状況から仮算定した限度額に基づいて振込を行っています。

そのため、今年度の所得状況が判明する時期において、保護者の今年度の収入状況、または今年度の就学支援金・支援補助金の申請状況の報告を受けて、後半期間の貸付限度額を算出し、今年度の奨学資金貸付年額の決定を行うこととしています。

また、所得状況の報告において、定められた所得要件（貸付要件）を満たさない場合には奨学金貸付を休止することになります。

5 超過貸付の管理状況

超過貸付について、育英会では当該年度中に奨学生に返還を求めている。

しかし、未返還でも翌年度以降卒業までの間は返還を求めている。

奨学資金の返還は、通常の場合、貸付期間が終了した日を含む年度の3月31日の翌日から起算して6か月経過後から、無利息での月賦返還としているが、超過貸付の未返還分もこれと同様の扱いとしている。

平成28年度における超過貸付の管理状況は次のとおり。

	奨学資金貸付	うち超過貸付	当該年度中の返還	当該年度中の未返還
人数	27,474人	527人(発生率1.9%)	422人	122人
金額	3,367,579,000円	36,589,000円(発生率1.1%)	28,020,000円(返還率76.6%)	8,569,000円(未返還率23.4%)

【参考】奨学資金貸付限度額の決定に係る規定と運用の相違

	規定に基づく処理	実際の運用(※)
5月 (1回目の貸付)	4～3月分：前々年の保護者の所得状況により貸付予定年額を決定	4～3月分：前々年の保護者の所得状況により仮算定した貸付限度額に基づいて貸付予定年額を決定
9月 (貸付限度額の決定)	前年の保護者の所得状況により当該年度(4～3月)の貸付限度額を決定	4～3月分：前々年及び前年の保護者の所得状況や当年度の国の就学支援金等の申請状況に基づいて貸付限度額を決定 <内訳> [・4～6月分：前々年の所得状況により仮算定した貸付限度額×3/12 ・7～3月分：前年の所得状況により算定した貸付限度額×9/12]
超過貸付の差額の返還	貸付済額(5月の1回目の貸付分) > 貸付限度額(前年の保護者の所得状況に基づき決定) ⇒[貸付済額] - [貸付限度額]を返還	貸付済額(5月の1回目の貸付分) > 貸付限度額(前々年及び前年の保護者の所得状況に基づき決定) ⇒[貸付済額] - [貸付限度額(4～6月分)] - [貸付限度額(7～3月分)]を返還
返還の具体例	前々年の保護者の所得状況により算定した貸付予定年額：24万円 前年の保護者の所得状況により算定した貸付限度額：0円  5月(1回目貸付)：20万円(1回当たりの貸付金額の上限)を貸付 9月：限度額が0円で決定 差額20万円を返還	前々年の保護者の所得状況により仮算定した貸付限度額：24万円 前年の保護者の所得状況により算定した貸付限度額：0円  5月(1回目貸付)：20万円(1回当たりの貸付金額の上限)を貸付 9月：4～6月の限度額は6万円(24万円×3/12) 7～3月の限度額は0円 20万円 - 6万円 = 14万円 差額14万円を返還

※)「大阪府育英会 奨学金貸付事務の手引」に基づく運用

措置の内容

1 奨学資金の貸付限度額の決定について、規定と実際の運用との整合性を図るため、「公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程」を改正した。【平成30年4月1日施行】

改正後	改正前
<p>(貸付額の通知及び変更)</p> <p>第12条 育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知するものとする。(改正前第2項)</p> <p>2 育英会は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額を貸付する年度の貸付限度額として決定し、学校長を通じて通知するものとする。(改正前第3項)</p> <p>(1) 4月から6月まで 前項の貸付限度額に12分の3を乗じて得た額</p> <p>(2) 7月から翌年3月まで 学校長の協力を得て、奨学生の保護者の前年の所得状況を確認し計算した貸付限度額に12分の9を乗じて得た額</p> <p>3 奨学生は、奨学資金の貸付を受けた年度において貸付済額が前項の通知による貸付限度額を上回る場合は、当該差額を返還しなければならない。(改正前第4項前段)</p> <p>4 奨学生は、理事長が別に定める書類に連帯保証人と連署し、捺印のうえ、学校長を経て育英会に提出することにより貸付限度額の範囲内で貸付年額を変更することができる。(改正前第1項及び第4項後段)</p>	<p>(貸付額の通知及び変更)</p> <p>第12条 奨学生が、貸付年額の変更を希望するときは、理事長が別に定める書類を、連帯保証人と連署・捺印のうえ、学校長を経て育英会に提出するものとする。</p> <p>2 育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付予定年額を奨学生に通知するものとする。</p> <p>3 育英会は、学校長の協力を得て、奨学生の保護者の前年の所得状況を確認し、当該年度の貸付限度額を決定し、学校長を通じて通知するものとする。</p> <p>4 奨学生は、奨学資金の貸付を受けた年度において、貸付済額が前項の通知による貸付限度額を上回る場合は、当該差額を返還しなければならない。</p> <p>また、貸付年額が前項の通知による貸付限度額を下回る場合は、学校長を経て願い出ることにより貸付限度額まで奨学資金を増額することができる。</p>

2 超過貸付により発生した差額の返還については、公平性の確保を図るため、未返還の奨学生に対して、在学期間中において「奨学資金貸付にかかる貸付超過額の返還について（通知）」を行い、改めて奨学金貸付制度の趣旨等を説明するとともに超過分の返還を要請することとした。

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年12月11日及び同月12日）